

当院は保険医療機関の指定を受けています

◆入院基本料に関する事項

当院の病棟のベッドは36床で、そのうち医療ベッドが36床です。(すべて療養病床)

医療ベッド36床は、療養病床入院料1の20対1の入院基本料を算定しています。

入院基本料の算定に必要な、1日5名以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び看護補助者6名以上が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

◇朝8時30分～夕方5時30分まで

看護職員1人当たり受け持ち数は8人以内です。

看護補助者1人当たり受け持ち数は8人以内です。

◇夕方5時30分～翌朝8時30分まで

看護職員1人当たり受け持ち数は36人以内です。

看護補助者1人当たり受け持ち数は36人以内です。

◆地方厚生局長等へ届け出た全ての届出医療

当院は下記事項に関して施設基準の届出を行っています。

1. 療養病床療養環境加算1

長期にわたり、療養を必要とする患者に適した療養環境を提供します。

2. 入院時食事療養(1)・入院時生活療養(1)

当院では、入院時食事療養(1)・入院時生活療養(1)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食は6時以降)、適温で提供しています。

3. CT撮影及びMRI撮影

当院では、マルチスライスCT装置(16列)での撮影を行っています。

4. コンタクトレンズ検査料1

当院では、厚生労働省の基準に定める経験を有した医師が診療をいたします。

5. がん治療連携指導料

6. 胃瘻造設術

7. 下肢末梢静脈疾患指導管理加算 ⇒

8. 透析液水質確保加算・慢性維持透析濾過加算

9. 人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)

10. 導入期加算1

11. 認知症ケア加算3

12. 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

13. 入院ベースアップ評価料

当院では下肢末梢静脈疾患について
専門的な治療体制を有している医療機関として
下記の医療機関と連携を行っています。
医療機関名：熊本済生会病院
診療科目：循環器科、心臓血管外科、整形外科

◆保険外負担に関して

1. 特別の療養環境の提供

入院にあたり、特別室の利用を希望される場合は、別途室料が必要となります。

個室利用料(消費税を含む) 301号、302号 1日につき 2,200円

401号、402号 1日につき 3,300円 テレビ利用料を含みます

2. 入院時の保険外負担

入院時の紙オムツ、散髪代、洗濯(外注)、レンタルテレビ等については、下記の費用を徴収します。

● 紙オムツ 1枚につき S ⇒ 105円 M ⇒ 110円

● はくパンツ 1枚につき M ⇒ 80円 L ⇒ 90円

● 尿とりパット 1枚につき(通常サイズ) ⇒ 45円 (ロングワイド) ⇒ 50円 (スーパービッグ) ⇒ 90円

● ティッシュペーパー 1組(5箱) 400円 ● 尿とりライナー 1袋 500円 ● 洗濯(外注) 1回につき 300円

● 散髪代 1,500円 ● 付き添い(寝具レンタル代) 440円 ● テレビ(レンタル) 1日につき220円

● 口腔ケアジェル 1本 850円 ● 口腔ケア用ブラシ 1本 570円

● 歯磨きティッシュ(90枚入り) 680円 ● 口腔ケアスポンジ(30本入り) 600円

(上記金額は、消費税を含む)

3. その他 文書作成料、容器代、時間外診察に係る費用徴収については、別に受付に掲示してあります。

令和6年6月1日

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。患者様よりお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報は適切に管理、活用し診察を行います。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区 分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点 数
初 診	する	1 点
	しない	3 点
再 診 (3月に1回)	する	1 点
	しない	2 点

※マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用に、ご理解とご協力をお願いいたします。

瀬戸病院 院長

当院は「コンタクトレンズ検査料1」の

施設基準に適合している旨を

九州厚生局に届け出を行っています

コンタクトレンズ診療にかかる点数は以下の通りです

コンタクトレンズ装用のために受診場合でも、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある場合の基本料は再診料で算定します

初診料	291 点
再診料	75 点
コンタクトレンズ検査料1	200 点

※コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても診療内容により異なった診療費用を算定する場合があります

診療医師氏名：瀬戸陽子

眼科診療経験：厚生労働省の基準に定める経験を有しています

上記について不明な点は受付へお声かけください

一般名処方について

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付する事があります。

一般名処方とは、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤する事が可能となる為、医療費の軽減につながります。

また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

ただし、一般名処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方せんに表示されるため、患者様が混乱する事があります。

そのため、当院では、薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心がけておりますが、ご不明な点はお気軽に医師にお問い合わせください。

令和5年4月1日

瀬戸病院 院長